

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成26年9月10日

水曜日

号外(3)

目次

公 告

○条件付き一般競争入札の実施

1

公 告

条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、公告します。

平成26年9月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- 工 事 名 富山県立富山中部高等学校グラウンド整備舗装工事
- 工事場所 富山市安野屋地内
- 発注工種 アスファルト舗装工事
- 工事概要 グラウンド舗装工事一式
グラウンド・コート舗装工：クレイ舗装
排水設備工：自由勾配側溝敷設工一式、暗渠敷設工一式
野球施設工一式ほか
- 工 期 契約を締結した日の翌日から平成27年3月25日まで
- 予定価格 121,700,000円（消費税相当額を除く。）
- 調査基準価格 有
- そ の 他

この工事を落札した者については、当該者の下記関連工事に係る開札は行わない。

関連工事

富山県立富山中部高等学校グラウンド整備防球ネット等設置工事

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者又は富山県外に同条に規定する主たる営業所を有し、かつ、富山県内に住所を有する従業員を常時10人以上雇用する当該主たる営業所以外の営業所（以下「従たる営業所」という。）を富山県東部の区域内に有する者のうち、平成24年4月1日以降に富山県東部の区域内における県道に係る除雪業務の受託実績があり、かつ、入札参加資格の確認の申請の日において富山県地域防災計画に基づき富山県と締結した災害協定に参加している者であること。

ウ 富山県における平成25・26年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、ほ装工事の等級がAの者として登載されていること。

エ 平成22年4月1日から平成26年6月30日までの間に富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部（以下「富山県」という。）発注のアスファルト舗装工事（元請として完成した工事に限る。）に係る当該工事成績評定点の平均が70点を超過していること。

なお、当該期間内に富山県発注のアスファルト舗装工事の施工実績を有しない者であって、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁（以下、これらを総称して「国」という。）発注のアスファルト舗装工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）の施工実績を有する場合は、当該アスファルト舗装工事の工事成績評定点の同期間内における平均が70点を超えていること。

これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。

オ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札に参加を希望するすべての者が提出する書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

(イ) 入札参加資格確認書（様式第 2 号）

イ 入札に参加を希望する者のうち、2の(1)イに規定する富山県外に建設業法施行規則第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であって、従たる営業所を富山県東部の区域内に有する者が提出する書類

(ア) 従たる営業所に所属する社員の名簿（社員である旨の営業所長の証明があるものに限る。）、健康保険被保険者証の写し（両面）及び住民票又は

運転免許証の写し

- (イ) 富山県東部の区域内における県道に係る除雪業務の富山県との受託契約書の写し（平成24年4月1日以降に契約を締結しているものに限る。）
- (ウ) 富山県地域防災計画に基づき富山県と締結した災害協定の締結の相手方が発行する当該災害協定に参加を証する証明書の写し（平成26年4月1日以降に発行されたものに限る。）

ウ 2の(1)エの中段の規定に該当する者が提出する書類

国発注のアスファルト舗装工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）のうち、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に通知を受けたすべての工事の工事成績評定点の通知書の写し

(2) 提出期間

平成26年9月11日（木）から平成26年9月17日（水）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会教育企画課学校施設係

(4) 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法による郵送（提出期間の締切日までに必着）により提出する。

4 公告に関する質問等

- (1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送（受付期間の締切日までに必着）又は口頭により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成26年9月10日（水）から平成26年10月2日（木）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参又は口頭により質問する場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係（電話076-444-3431）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成26年9月19日（金）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成26年9月22日（月）から平成26年9月25日（木）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成26年10月2日（木）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配布及び質問等

(1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者に対し、平成26年9月19日（金）から設計図書等を無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

(2) 貸与する設計図書等の配布場所は、次のとおりとする。

富山県教育委員会教育企画課学校施設係

(3) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成26年9月19日（金）から平成26年10月2日（木）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係

(4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

- (5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

8 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成26年10月7日（火）午前11時
(2) 入札の場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県庁南別館4階 教育委員会室

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 入札回数は、1回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
(2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
(2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
(3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないとき、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替え

を認めない。

- (6) 入札書を提出するに当たっては、4 の公告に関する質問等及び 7 の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
 - (7) その他不明な点については、富山県教育委員会教育企画課学校施設係（電話 076-444-3431）に問い合わせること。
-

(様式第 1 号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石 井 隆 一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に関わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1 工 事 名 富山県立富山中部高等学校グラウンド整備舗装工事

2 履行期限 平成27年 3 月25日

(提出者)

業者番号

業者名称

企業体名称 (共同企業体の場合)

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表FAX番号

部署名

商号 (連絡先名称)

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先E-Mail

添付資料

(様式第 2 号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事名 富山県立富山中部高等学校グラウンド整備舗装工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
① 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。	該当・非該当
② 富山県東部 (富山土木センター (立山土木事務所を含む。)) 管内又は新川土木センター (入善土木事務所を含む。)) 管内) の区域内に建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 6 条に規定する主たる営業所を有する者又は富山県外に同条に規定する主たる営業所を有し、かつ、富山県内に住所を有する従業員を常時 10 人以上雇用する当該主たる営業所以外の営業所を富山県東部の区域内に有する者のうち、平成 24 年 4 月 1 日以降に富山県東部の区域内における県道に係る除雪業務の受託実績があり、かつ、入札参加資格の確認の申請の日において富山県地域防災計画に基づき富山県と締結した災害協定に参加している者であること。	該当・非該当
③ 富山県における平成 25・26 年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、舗装工事の等級が A の者として掲載されていること。	該当・非該当
④ 平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部 (以下「富山県」という。) 発注のアスファルト舗装工事 (元請として完成した工事に限る。) に係る当該工事成績評定点の平均が 70 点を超過していること。 なお、当該期間内に富山県発注のアスファルト舗装工事の施工実績を有しない者であって、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁発注のアスファルト舗装工事 (富山県内において元請として完成した工事に限る。) の施工実績を有する場合は、当該アスファルト舗装工事の工事成績評定点の同期間内における平均が 70 点を超過していること。	該当・非該当
⑤ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間に、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	該当・非該当
⑥ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者 (これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。) でないこと。	該当・非該当

(※) 申請者は、資格の内容 (左欄) を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

